

## 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

2020年4月

この重要事項説明書は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は[普通保険約款・特約](#)をご覧ください。また、保険契約者ご本人以外の被保険者にも、本書面に記載した内容をお伝えください。

### 1.商品の仕組み

#### 名称

傷害保険 スマ Qgolf

#### 特徴

この保険は、傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合や費用を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

### 2.補償内容

**保険金をお支払いする場合** ※ 『【表1】スマ Qgolf の補償概要』もご参照ください。

#### 通院保険金（入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約）

日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療を目的として通院された場合、通院保険金を支払います。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内のものに限ります。また、保険期間を通じて、通院保険金の支払いは1回に限ります。

#### 手術保険金（手術保障特約）

日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、当該事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において手術（注）を受けた場合、所定の手術保険金を支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。（注）創傷処理、抜歯手術など一部保険金の支払い対象とならない手術があります。詳しくは普通保険約款をご覧ください。

#### 賠償責任保険金（賠償責任危険補償特約）

被保険者が、日本国内において生じた被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して、賠償責任保険金額を上限として保険金を支払います。

## 保険金をお支払いしない主な場合

以下に該当する場合、当社は保険金をお支払いしません。免責事由の詳細については「普通保険約款・特約」をあわせてご確認ください。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為（未遂を含みます）、犯罪行為または闘争行為
- ④ 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

など

【表1】スマQgolfの補償概要

補償内容		保険金額
通院保険金（注1）	1～3日	0円
	4～7日	2万円
	8～14日	5万円
	15～30日	8万円
	31日以上	15万円
手術保険金	入院中	10万円
	入院外	7万円
賠償責任保険金（注2）		上限 1,000万円

注1：通院保険金は、通算通院日数が該当する欄に記載の保険金額をお支払いします。

注2：賠償責任保険金は実費をお支払いします。

※ ご加入いただくプランによって補償内容は異なりますので、お申込み時の画面等でご確認ください。

## 3.保険期間および保険責任の開始日時と終了日時

	保険始期日の前日以前にお申込みをされた場合	保険始期日当日にお申込みをされた場合
保険期間	保険契約者がお申込み時に設定された期間	
保険責任の開始日時	保険始期日の 00:00	申込手續完了後に e-mail でお届けする『申込手續完了通知兼保険証券』を受信された時刻
保険責任の終了日時	保険終期日の 24:00	

#### 4.付帯する特約（自動付帯特約）及びその概要

**保険期間に関する特約** ※ 契約者が保険期間 2 日以上の特約を希望される場合に限り、

契約者からの申出により、保険期間を最大で 14 日まで延長します。

**入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約**

当社が定める入院日数別保険金額表または通院日数別保険金額表に従い、入院保険金または通院保険金をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院または通院に対しては、入院保険金または通院保険金をお支払いしません。なお、1 件の契約に対する保険金請求は 1 回を限度とします。

**入院保険金保障対象外特約**

当契約において、入院保険金はお支払い致しません。

**手術保障特約**

被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負い、当該事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、そのケガの治療を直接の目的として手術を受けた場合は、当社が定める保険金額を手術保険金として被保険者にお支払いします。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。

**賠償責任危険補償特約**

被保険者が、日本国内において生じた被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して、賠償責任保険金額を上限として保険金をお支払いします。

**クレジットカードによる保険料一括払いに関する特約**

当社が指定するクレジットカード払いの方法により、保険料を一括でお申込みいただきます。

#### 5.保険料および支払方法

保険料はお申込み時に画面等に記載しておりますので、ご確認ください。

保険料のお払込みは、クレジットカードによる一括払いとなります。ただし、当社が特別に必要と認めた場合に限り、当社指定の銀行口座への振込み（以下「銀行振込」といいます。）によりお払込みいただく場合があります。

## 6.満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

## 7.クーリングオフ

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象となりません。

## 8.告知義務

契約者、被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務があります（告知義務）。当社がおたずねすることについて、事実を正確にもれなくお知らせください。告知事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

## 9. 解除

### ①被保険者による解除

被保険者が保険契約者以外で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除の申出があった場合は、契約者はただちに当社までご連絡ください。

### ②重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、当社にご契約を解除することがあり、事故が発生した場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

## 10.保険金額の削減・保険料の増額

保険金の支払事由が集積し、当社の経営維持に重大な影響があると認められる場合は、保険金の削減を行うことがあります。

また、保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、当社が保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合は、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

## 11.通知義務

### ①保険金請求手続き

事故が発生した場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。

### ②ご契約情報の変更

ご契約時にご登録いただいた情報（住所、メールアドレス等）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。ご変更が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかったときは、保険金をお支払いできない場合があります。

## 12.補償の重複

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等により、すでに同種の補償がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額を十分にご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

＜ 補償重複となる可能性がある主な補償・特約 ＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険・家財保険等の個人賠償責任特約

## 13.少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 保険期間は2年または1年までと定められています。
- ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③ 一被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ④ 一契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

## 14.少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

## 15.指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

- TEL: 0120-82-1144
- FAX: 03-3297-0755
- 受付時間: 9:00～12:00、13:00～17:00
- 受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

## 16. 個人情報の取扱いについて

当社の個人情報の取扱いは以下のとおりです。

### （1）個人情報の利用目的

当社は個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的の他に利用することはありません。

- ① 各種保険契約の引受、維持管理、保険金等の支払
- ② 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ③ 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、契約の維持管理
- ④ その他保険業務に関連・付随する業務

### （2）個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人様の個人情報を外部に提供することはありません。

- ① あらかじめ、ご本人様が同意されている場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社募集代理店を含む）へ委託する場合
- ③ 再保険の手続をする場合
- ④ ご本人様または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤ ご本人様の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥ 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ⑦ その他法令に根拠がある場合

詳細は当社ウェブサイト「個人情報保護に関する基本方針」〈<https://www.tssi.co.jp/privacy/>〉をご覧ください。

## ○ 問い合わせ先（保険に関する相談・苦情・連絡窓口）

東急少額短期保険株式会社：〈[customer-support@tssi.co.jp](mailto:customer-support@tssi.co.jp)〉